

令和7年度 第2回山形県地域医療対策協議会 (書面開催)

【協議事項】

- 1 重点医師偏在対策支援区域における支援対象医療機関の選定について
(資料1)

1 前回(令和7年度第1回地対協)における協議内容

- 令和7年7月30日に開催した令和7年度第1回地域医療対策協議会において、事務局から「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」について説明し、本県における「重点医師偏在対策支援区域」を下記のとおりとすることについて、委員の皆様からの合意を得たところ

【本県における重点医師偏在対策支援区域】

山形市、天童市、山辺町及び中山町の4市町を除く、県内全域（選定の考え方については資料1－2参照）

2 活用意向調査の実施

- 前回の地対協において重点支援区域が決定されたことを受け、「診療所の承継・開業支援事業(国庫補助事業)」について、「活用意向調査」を実施(令和7年8月4日～同月20日)（事業の概要については資料1－3～4参照）

3 今回、御協議いただきたい内容

- 「活用意向調査」に応募があり、要件を満たしている医療機関について、重点医師偏在対策支援区域における支援対象医療機関として御選定いただきたい（支援対象医療機関(案)については資料1－5参照）

上記1、3により、県が作成する先行的な医師偏在是正プランを厚生労働省に提出予定
(締め切り:令和7年8月29日)

1 令和7年度における重点区域選定の考え方(案)

厚生労働省の示す候補区域（最上・庄内）に加え、地域の実情を加味し「医師少数スポット」を含む地域（西村山・北村山・東南置賜・西置賜の全域）を選定。ただし、医師多数区域である村山地域の中にあり、かつ人口10万人あたりの医師数が全国平均を上回る東南村山については、「医師少数スポット」の中心となる上山市のみ選定。

2 選定基準

- ① 厚生労働省の示す候補区域の全域
- ② 「山形県医師確保計画（第8次前期）」で定める「医師少数スポット」を含む地域の全域（ただし、医師多数区域にあり人口10万人あたりの医師数が全国平均（274.7人）を上回る地域にあっては、当該スポットの中心となる市町村に限る）

二次医療圏	地 域	人口10万人あたり 医師数（人）	選定区域	該当基準
村山	東南村山	390.5	上山市	②ただし書
	西村山	150.5	全域	②
	北村山	106.0	全域	②
最上	最上	155.3	全域	①
置賜	東南置賜	234.2	全域	②
	西置賜	83.9	全域	②
庄内	庄内	208.9	全域	①



上記の重点区域内において、令和7年度に承継・開業する診療所に対し、承継・開業支援事業の実施を検討

- ☑ なお、令和8年度における重点区域については、今般選定した区域をベースに、厚生労働省が令和7年度中に示すとしている医師偏在是正プランのガイドライン等を踏まえ、改めて選定。

◆診療所の承継・開業支援事業の概要(厚生労働省資料) ※(案)の段階であり、今後、内容の変更があり得るとされている

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業の概要

【事業概要】

①施設整備事業【36.2億円】

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）等の整備に対する補助を行う。

②設備整備事業【20.4億円】

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

③地域への定着支援事業【45.1億円】

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

- ・ 支援区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※都道府県において、先行的な医師偏在是正プランを策定（承継・開業支援に係る支援区域、支援対象医療機関等）

3 補助基準額等

①施設整備事業

基準面積	診療部門	
	・ 無床の場合	160㎡
	・ 有床の場合（5床以下）	240㎡
	・ 有床の場合（6床以上）	760㎡
	診療部門と一体となった医師・看護師住宅	80㎡
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2	

②設備整備事業

基準額 （1か所当たり）	診療所として必要な医療機器購入費 16,500千円
補助率	国1/3 都道府県1/6 事業者1/2

③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円＋（71千円×実診療日数）等
補助率	国4/9 都道府県2/9 事業者1/3

①施設整備事業 ➡ 令和7年度に承継・開業する診療所であり、国の内示後に着手した事業が補助対象

②設備整備事業 ➡ 令和7年度に承継・開業する診療所であり、国の内示後に着手した事業が補助対象

③地域への定着支援事業

➡ 令和6年12月17日以降に承継・開業する(した)診療所であり、令和7年4月1日以降に発生した経費が補助対象

重点医師偏在対策支援区域における支援対象医療機関の選定について

資料 1-4

◆診療所の承継・開業支援事業の概要(厚生労働省資料) ※(案)の段階であり、今後、内容の変更があり得るとされている

補助対象、補助基準額

見直し(案)鉄筋コンクリート : 484,000円
ブロック : 214,000円
木造 : 355,000円

①施設整備事業

補助先	補助対象	1㎡当たり補助単価	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療部門の整備費 ・無床診療所の場合 : 160㎡ ・有床診療所の場合(5床以下) : 240㎡ ・有床診療所の場合(6床以上) : 760㎡ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費 ・医師住宅 : 80㎡ ・看護師住宅 : 80㎡	鉄筋コンクリート : 198,300円 ブロック : 172,500円 木造 : 198,300円 1㎡当たり補助単価は、 物価高騰を反映して見直す予定	国 1/3 都道府県 1/6 事業者 1/2

(注)施設整備事業は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が10年後に2,000人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議する。

②設備整備事業

補助先	補助対象	1か所当たり基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000円	国 1/3 都道府県 1/6 事業者 1/2

③地域への定着支援事業

補助先	補助対象	基準額	補助率
都道府県 (間接補助：重点医師偏在対策支援区域において承継・開業する診療所)	○診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費(研究費に計上したものを除く。) ・備品費(単価50万円未満に限る。) ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費	1か所当たり次により算出された額 (1) ①診療日数《1日～129日》 6,200,000円 + (71,000円 × 実診療日数) ②診療日数《130日～259日》 6,200,000円 + (77,000円 × 実診療日数) ③診療日数《260日以上》 6,200,000円 + (87,000円 × 実診療日数) (2)訪問看護による加算額 25,000円 × 訪問看護日数	国 4/9 都道府県 2/9 事業者 1/3